平成２７年（フ）第６７９号
静岡県牧之原市大江423番地　ケアハウスたきび塾202
破産者　大石　一惠
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７号
愛知県清須市清州2008番地１　エクセラン須ケ口102
破産者　尾形　志乃
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
名古屋市港区高木町１丁目37番地の１　マンションキムラ304号
破産者　早川　潤一
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須1103号
破産者　笹本　雄大
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須1103号
破産者　笹本　紀子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０号
名古屋市中川区蔦元町１丁目18番地
破産者　小野田年雄
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７号
愛知県小牧市大字北外山2921番地　サン・ｆｒｉｅｎｄｓ北外山ⅡＡ棟203号、従前の住所愛知県一宮市萩原町西御堂字八幡西47番地３
破産者　鈴木　智喜
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８３号
神戸市北区ひよどり台４丁目２番地の13
破産者　中島　　剛
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１６号
兵庫県姫路市安富町枌原274番地、従前の住所広島市東区矢賀１丁目７番24―401号
破産者　山本　奈々（旧氏名山本和也）
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１９号
兵庫県加古川市加古川町西河原106番地　ベルル加古川404号
破産者　宇多田かつ美
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５号
兵庫県姫路市飾磨区加茂東732番地２琴ハイツ、従前の住所大阪府泉大津市東港町11番25―109号
破産者　山千代三郎
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８号
兵庫県高砂市曽根町1230番地　そねホーム、従前の住所滋賀県大津市螢谷５番35号　望月方
破産者　引野　和代
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県姫路市飾磨区英賀東町２丁目３番地３クラール101号
破産者　赤帽はるかぜ運送こと　春山　　満
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８号
奈良県吉野郡吉野町大字丹治273番地
破産者　桝井　俊治
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第６０９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼137番地12　フラットエントピア　103号
破産者　水田　実男
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
熊本市中央区水前寺６丁目10番35号　さいとうハイツ104号
破産者　笹田　　聡
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４５号
熊本市中央区九品寺４丁目７番８号　青春時代206号、前住所熊本市北区植木町木留134番地２
破産者　平田　利光
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８１号
熊本市北区植木町小野970番地２
破産者　水成　麻紀
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
埼玉県戸田市上戸田４丁目17番８―309号、破産手続開始時の住所宮崎県日向市大字日知屋古田町17番地２
破産者　岡村　庸史
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係